

# 国際取引法における Lex Mercatoria の理論 (1)

— Bonell 氏の所説を対象として —

桑原康行

## はじめに

国際取引契約の実体法的規制方法として、まず考えられるのは、国際私法による方法であろう。すなわち、国際取引契約を、法廷地の国際私法によって指定される、いずれかの国の実質法をもって規制しようとする方法である。しかし、この方法には次のような問題点がある。

国際私法は、今日、原則として、各国の国内法の形で存在しており<sup>1)</sup>、それゆえ、国によってその内容を異にしている。そこで、法廷地如何が、契約当事者にとって、大きな意義を有することになってしまう。

もっとも、契約に関しては、多くの国の国際私法は、いわゆる当事者自治の原則を認め、当該契約の準拠法の指定を当事者の意思にゆだねていると言えるが、具体的問題の解決においては、必ずしも一致していない<sup>2)</sup>。したがって、契約当事者が、契約締結時に、当該契約の準拠法を知ることは、困難となるであろう。

次に、このようにして指定された各国の実質法は、国際取引契約を規制する適格性を、必ずしも備えているわけではない。各国法は、国内取引を規制する

---

原稿提出日 1988年5月9日

本稿は、昭和62年度科学研究費補助金(奨励研究(A))「国際売買法の理論的体系化に関する研究」の成果の一部をなすものである。

- 1) もっとも、国際私法の統一条約も、しだいにその数を増しつつある。この点につき、例えば、池原秀雄『国際私法(総論)』(昭和48年)54頁以下、山田録一『国際私法』(昭和57年)28頁以下、参照。
- 2) 当事者自治の原則に関する包括的文献として、折茂豊『当事者自治の原則』(昭和45年)参照。

ため制定されたものであり、国際取引の特質を考慮に入れていないからである<sup>3)</sup>。

国際取引契約の実体法的規制方法として、次に考えられるのは、統一法条約による方法である。今日に至るまで、さまざまな国際機関によって多くの条約が作成されてきている<sup>4)</sup>。しかし、この方法も、条約の有する欠点のため<sup>5)</sup>、必ずしも成功しているとは言えないように思われる。

国際取引契約の実質的規制方法としては、いわゆる国際的約款・援用可能統一規則による方法がある。かかる約款・規則は、多種多様であるが、国際売買の分野に限定して、その代表的なものを挙げてみると、以下のとおりである<sup>6)</sup>。まず各種同業組合・商品取引所の作成した約款のなかでは、London Corn Trade Association の作成した、原産地別・商品別の約款が有名である<sup>7)</sup>。

次に、各国際機関の作成した約款のなかでは、国際連合ヨーロッパ経済委員会 (E. C. E.) の作成した各種約款<sup>8)</sup>、さらに、経済相互援助会議 (COMECON)

3) 国際売買に関して、この点を詳細に指摘した文献として、Bonell, *Le Regole Oggettive del Commercio Internazionale* (1976) p. 8 sgg.

4) このような統一法について、詳しくは、Zweigert-Kropholler, *Sources of International Uniform Law*, 3 Vols. (1971-73), その後に成立した統一法については、例えば、寺田逸郎「国際機関による取引法統一作業の現状」ジュリスト第781号 (昭和58年) 127頁以下、参照。

5) 谷川久「企業の国際的活動と法」『現代法9 現代法と企業』(昭和41年) 309-10頁; Kropholler, *Internationales Einheitsrecht* (1975) S. 94ff.

6) 国際的約款・統一規則の網羅的リストについては、Bonell, op. cit. pp.21-81; United Nations Commission on International Trade Law Yearbook, Vol. IV (1974) pp. 98-100; 谷川・同上310-14頁; 朝岡良平『貿易売買と商慣習 (第三版)』(昭和56年) 93-116頁; 畑口紘「採用可能統一規則と国際的約款」『現代契約法大系9 国際取引契約(2)』(昭和60年) 54-60頁; なお、岩崎一生「国際取引とイギリス法」愛媛法学会雑誌第7巻1号 (昭和55年) 1頁以下も参照。

7) 岩崎一生「穀物の国際取引と英国 GAFTA 標準契約書式」愛媛法学会雑誌第8巻1号 (昭和56年) 18-21頁; 同「輸出禁止と国際売買契約〔上〕〔下〕」国際商事法務第9巻 (昭和56年) 541頁以下、631頁以下。

8) Conditions of Sale and Standard Clauses International Contracts Part 1 & 2, なお、E. C. E. 約款に関する邦語文献については、注6) に掲げた諸文献の他、谷川・前掲注5) 320-21頁注(41) 参照。さらに、プラント輸出に関連して E. C. E. 約款を紹介・解説したのものとして、以下の文献がある。大原栄一「プラント輸出契約と ECE 標準約款No.188(1)~(5)」国際商事法務第4巻 (昭和51年) 538頁、

の作成した約款<sup>9)</sup>が有名である。

これに対して、援用可能統一規則についてみると、国際商業会議所 (I. C. C.) の作成した「貿易用語の解釈に関する国際規則」<sup>10)</sup>「荷為替信用状に関する統一規則および慣例」<sup>11)</sup>が有名である。

ところで、これらの約款・統一規則は、国際売買の実務において、広範に利用されているようである<sup>12)</sup>が、その法的性質・個別契約におけるその効力といった問題については、少なくとも、わが国においては、最近に至るまで、本格的な検討がなされてこなかったように思われる<sup>13)</sup>。これに対して、諸外国においては、このような問題について、すでに、本格的検討がなされている。いわゆる Lex Mercatoria の理論<sup>14)</sup>と呼ばれるものがそうである。

---

595頁, 638頁, 第5巻(昭和52年)40頁, 87頁;「プラント輸出契約と ECE 標準約款No.188A-(1)~(5)」第5巻(昭和52年)142頁, 190頁, 240頁, 291頁, 328頁;「プラント輸出契約と ECE 標準約款No.188D-(1)~(4)」第5巻(昭和52年)438頁, 485頁, 540頁, 593頁;「プラント輸出契約と ECE 標準約款No.188B」第6巻(昭和53年)43頁;「プラント輸出契約と ECE 標準約款No.574, 574A, 574D」第6巻(昭和53年)130頁。

- 9) もっとも、COMECON の作成した約款は、条約に類するものと言うことができる。この約款については、例えば、石川惣太郎「コメコン物品納入一般條款1968年」国際商事法務第6巻(昭和53年)47頁以下、改正前の約款に関する邦語文献については、谷川・前掲注5)320頁注(41)、参照。
- 10) International Rules for the Interpretation of Trade Terms, Incoterms, ICC Publication No.350, 1980; インコタームスに関する邦語文献については、山手正史「lex mercatoria についての一考察(一)」法学雑誌第33巻3号(昭和62年)63頁注(17)、参照。
- 11) Uniform Customs and Practice for Documentary Credits, ICC Publication No.400, 1983; 信用状統一規則に関する邦語文献として、朝岡良平編著『実務家のための逐条解説信用状統一規則』(昭和60年); 及川竹夫著『新しい統一規則による信用状取引の実務』(昭和59年); その他の邦語文献については、山手・同上64頁注(18)、参照。
- 12) 注6)に掲げた諸文献の他、特にわが国における利用状況につき、斎藤彰「国際動産売買における売主の義務(一)」民商法雑誌第91巻6号(昭和60年)57頁以下、参照。
- 13) この問題に関する本格的論文として、山手正史「lex mercatoria についての一考察(一)・(二・完)」法学雑誌第33巻3号(昭和62年)51頁, 4号83頁以下, がある。
- 14) Lex Mercatoria という語が論者によってさまざまな意味に使われていること、およびLex Mercatoriaに類似する語については、山手・同上(一)54-55頁; Siehr,

本稿は、かかる Lex Mercatoria の理論のうち<sup>15)</sup>、国際売買の分野を中心として、最も詳細な検討を試みている Bonell 氏の見解<sup>16)17)</sup>を紹介し、若干の検討を加えることを、その目的とするものである。

## I

国際的約款・統一規則の法的性質・個別契約におけるその効力如何という問題については、理論上、2つの解決方法が存在しえよう<sup>18)</sup>。第1に、これらの約款・規則は、実定法規範として、自らの力で (vigue proprio) 適用されるもの、第2に、約款・規則は、私的自治の原則に基づき、当事者によっ

Sachrecht im IPR, transnationales Recht und lex mercatoria, in *Internationales Privatrecht-Internationales Wirtschaftsrecht* (1985) S. 108 ff.

- 15) このうち、Goldman の見解は、すでに紹介・検討されている。多喜寛「国際取引法における Lex Mercatoria の理論 (二)」法学第50巻2号 (昭和61年) 28頁以下、および山手・同上 (二・完) 541-44頁、なお、Goldman 自身の見解については、Frontières du droit et «lex mercatoria», *Archives de philosophie du droit* (1964) P.177 ; *La lex mercatoria dans les contrat et l'arbitrage internationaux*, *Clunet* (1979) 475 P. また、Schmitthoff の見解も、簡単ながら、多喜・同上26-28頁にて紹介・検討されている。Schmitthoff 自身の見解については、*The Law of International Trade, its Growth, Formulation and Operations*, in *The Sources of the Law of International Trade* (1964) P.3, 参照。
- 16) Bonell, *Le Regole Oggettive del Commercio Internazionale* (1976) ; 本書の紹介・書評として、Bärmann, *RabelsZ* (1977) S. 616 ff. ; Riccardo Monaco, *Rivista di Diritto Internazionale Privato e Processuale*, XII-N. 2 (1976) p. 455 sgg. ; Rossella Sibilìa, *Rivista del Diritto Commerciale e del Diritto Generale delle Obbligazioni*, 77 I (1979) p. 74 sgg. ; Vgl. Bärmann, *Ist Internationales Handelsrecht Kodifizierbar ?*, *Festschrift für F. A. Mann* (1976), SS. 553, 563, 567-73.
- 17) Bonell 氏は、前掲書その他、以下の諸論文においても、自説を展開されている。Das Autonome Recht des Welthandels-Rechtsdogmatische und Rechtspolitische Aspekte, *RabelsZ* (1978) S. 485 ff.; *The Relevance of Courses in Dealing, Usages and Customs in the Interpretation of International Commercial Contracts*, in *New Directions in International Trade Law*, Vol. 1 (1977) p. 109 ; *Il Credito Documentario : Norme ed Usi Uniformi*, in *Le Operazioni Bancarie*, Tomo II (1978) p. 957 sgg. 本稿では、特にことわり書きのない限り、その著書による。
- 18) Bonell, op. cit. p. 85 sgg.

て契約上援用された場合にのみ、適用されるとするものである。

いずれの場合にも、その検討は、必然的に、客観的・一般的法秩序の決定を前提とする。このことは、第1の場合には全く明らかである。しかし、第2の場合にも同じように言うことができる。

いずれにしても、客観的・一般的法秩序を前提とすることに関する若干の疑問は、せいぜい、いわゆる解釈原則・基準に関して生ずるにすぎないが、かかる疑問も根拠のないものと言えよう。

客観的・一般的法秩序の決定は、恣意的または偶然のものであってはならない。国際的約款・統一規則は、国際取引契約に典型的なものである。約款・規則の法的性質・効力に関する問題を解決しようとする場合には、国際取引契約を位置づけうるか、またはそうしなければならないと考えられるいずれかの一般的法秩序を決定しなければならない。

そこで、かかる問題は、2つの段階を経て解決されることになる。まず、国際取引契約の基礎にある客観的・一般的法秩序を決定しなければならない。そのあとで始めて、選択された法秩序を基準として、個別契約上、約款・規則にいかなる効力が付与されるのかを決定することができるのである。

学説においては、このようにして問題を検討すべきことか十分認識されているとは、必ずしも言えない。ところで、かかる客観的・一般的法秩序について、実証主義的・国家主義的見解と自治的見解との2つの説が主張されている。このうち、前説は、国際取引契約を規律することができるのは、やはり各国法秩序であるとの、後説は、そうすることができるのは、今日、各国法秩序と併存する、固有の規範および完全に自治的組織を備えた、国際的・超国家的法秩序に他ならないとの、立場に立つものである<sup>19)</sup>。

しかし、これらの説は、いずれも、よく検討してみると、全面的には支持することができないことがわかる<sup>20)</sup>。そこで、これらの説の欠点を克服しうる新

19) 前説につき詳しくは、Bonell, op. cit. p. 91 sgg. 後説につき詳しくは、Bonell, op. cit. p. 153 sgg. 参照。

20) 前説に対する批判については、Bonell, op. cit. p. 200 sgg. なお、実証主義的・

しい解決方法を提唱しなければならない。

## II

複数の法秩序と関連性を有する事件について必然的に生ずる法の抵触の問題への取り組み、それを解決する新しい方法の提唱は、かなり古くから存在している。

今世紀初頭すでに、オランダの Jitta は、法律関係を、相対的に国際的なものと、絶対的に国際的なものとに分け、このうち、後者は、法廷地法、さらには外国法とも関連性を有するがゆえに、特定国法に服するものではなく、いわゆる人類の普遍的法的共同体から折出されるべき、固有の規制を必要とすることを主張した<sup>21)</sup>。

このような新たな方法の提唱は、数こそ少なかったものの、その後も、学説・判例上、なされていたところである。例えば、1908年4月4日の帝国裁判所判決<sup>22)</sup>を挙げることができる。本件は、イギリス船主・ドイツ運送業者間にロンドンで締結された傭船契約に関する事件であるが、国際取引契約の場合に、当該事件に関連性を有する各国法を調和させる可能性を裁判所は排除しなかった。

また、1922年12月19日帝国裁判所判決<sup>23)</sup>もその一例である。本件では、本来適用されるべきスイス法のある規定が、ドイツ公序に反するものとして適用されなかった。裁判所は、法廷地法たるドイツ法を適用するに先立ち、スイス法

---

国家主義的見解に関して、筆者は、信用状統一規則を対象として、不十分ながら検討したことがある。拙稿「信用状統一規則について」商学討究第37巻1・2・3合併号(昭和62年)451頁以下。後説に対する批判については、Bonell, op. cit. p. 181 sgg. なお、Goldman の見解に対する批判については、多喜・前掲注15) 40頁以下、参照。

21) ジッタの学説については、例えば、田中耕太郎『世界法の理論 第二巻』(昭和8年)511頁以下、参照。

22) RGZ 68, 203.

23) RGZ 106, 83.

の範囲内で、アドホックな解決を目指すべきもの、と判示した。

さらに、新たな方法の提唱は、第1次世界大戦後に創設された混合仲裁裁判所によってもなされた。

しかし、かかる新たな方法の提唱が、広くなされるようになったのは、つい最近のことである。この方法によれば、複数の国と関連性を有する事件を、そのいずれか一国に位置づけることは、不可能ではないにしてもかなり困難であることから、抵触規範による伝統的アプローチを否定し、アドホックな実質規範の形成を試みることになる。そして、かかる実質規範の形成は、各国法規範の調和ないし、公平原則によってなされるのである。

このような立場の最も代表的人物が、Steindorff である<sup>24)</sup>。彼によれば、本来適用されるべき準拠法（当事者が指定した国家法）にくわえて、他国法（法廷地法等）が適用される場合がきわめて多い。そこで、このような多重連結（Mehrfachaknüpfung）が行われる場合に、当該事案を国内化するという伝統的方法は、連結基準に基づいて決定される *lex causae* が、国際的視点からみて機能的であるときにのみ、正当化されうるのである。そうでないときには、特別実質規範の形成が不可欠である、とされる。

しかし、彼にあっても、実質規範形成という方法は、全く例外的解決方法、すなわち、伝統的抵触規則が満足しうる結果をもたらさないことが明らかである場合に利用されるべき解決方法にすぎないとされている<sup>25)</sup>。

これに対して、かかる方法を原則であるとみなす者も存在している。その前提となっているのが—国際関係をいずれかの国に位置づけることの困難さは別としても—かかる関係が、その性質から、各国法とは異なる特別法を必要とするのだという認識なのである。

特別実質規範の形成・適用は、まず、いわゆるコンセション契約<sup>26)</sup>—国家と

24) *Sachnormen im internationalen Privatrecht* (1958).

25) なお、ほぼ同じ見解をとる者については、Bonell, *op. cit.* p. 219 nota (7), 参照。

26) コンセション協定、または、単にコンセションと呼ばれることもあるが、ここでは、Bonell 氏の表現に従うこととする。なお、コンセション契約の法的性質について

他国の私人との間に締結される一において、みられる。このようなコンセション契約を規律すべき法が何であるのかという問題については、これまでさまざまな理論が主張されてきた<sup>27)</sup>。すなわち、各国（国内）法であるとする説、国際公法説、合意は遵守さるべし（*pacta sunt servanda*）との原則説の3つである。

各国法説は、例えば、次に述べる判例・学説において主張されている。まず、判例では、1929年7月12日常設国際司法裁判所判決（フランスにおいて発行されたセルビア公債の支払に関する事件）を挙げることができる。裁判所は、次のように判示している。《国際法主体としての資格における国家間の契約でない契約はすべて、いずれかの国内法に基礎を有する。》《両当事者による異なる意思が明示されていない場合には、締約国の国内法が言うまでもなく適用されることとなる。その理由は、主権国たる国家は、この点に関して締結された契約の有効性・公債の内容を他国法に服せしめる意思であったと推定されないことにある……》。

次に学説では、von Bar, Niboyet, Kojanec がこの説を主張している。さらに、Mann もこの説を支持していると言えるが、注意すべきことは、準拠法が認める場合に、かつその限りにおいてはであるが、伝統的な意味での国際法を適用しうることも指摘していることである<sup>28)</sup>。

国際公法説を支持する学説は、さらに、以下の2つに分類することができよ

---

は、土井輝生「石油コンセション契約における国際私法問題」早稲田法学第42巻・1・2号（昭和41年）210頁以下；曾我英雄「国際法におけるコンセションと既得権の法理—国家契約と国際法（その一）—」立命館法学第95号（昭和46年）30頁以下；川岸繁雄「コンセションと国際法」国際法外交雑誌第79巻1号（昭和55年）12頁以下；森川俊孝「コンセションに関する国家承継法の形成と展開（一）」山形大学紀要（社会科学）第12巻2号（昭和57年）13頁以下、参照。

27) この点については、土井・同上205頁以下；多喜寛「国家と私人との国際契約—コンセション契約を中心に—」民商法雑誌第85巻3号（昭和56年）74頁以下；山本敬三「国家契約における裁判権免除と準拠法」国際法外交雑誌第82巻5号（昭和58年）23頁以下も参照。

28) なお、Mann の見解につき、多喜・同上455頁以下。



う。その一は、伝統的な意味での国際法説であり、その二は、新たな、特殊な意味における国際法説である。前説をとる者として、Broches, Bindschedlerらを、後説をとる者として、Friedmann, Zemanek, Weil, Böckstiegelらを挙げることができる。コンセション契約を規律する法を、Friedmannは、《国際商法》(international commercial law)、《経済開発法》(economic development law)と、Zemanekは、《国際社会法》(Recht der internationalen Gemeinschaft)と、Weilは、《契約の国際法》(droit international des contrats)<sup>29)</sup>と、Böckstiegelは、《国際経済契約法》(internationales Wirtschaftsvertragsrecht)<sup>30)</sup>と呼んでいる。

合意は遵守さるべしとの原則によって、コンセション契約の有効性を基礎づけようとする学者として、Verdross<sup>31)</sup>, Kipp, Fischer, さらに Bourguinを挙げることができる。この特異な学説の基礎にあるのが、法および私人の自治権能に関する自然法的概念であることは、明らかである。いずれかの実定法秩序が認める場合かつ認める限度において契約は拘束力を有するとのテーゼを、実証主義的弊害として否定したうえで、人間は、自己規制の根源的権能を付与されているので、合意は遵守されるべしとの原則のみに基づいて、相互に義務づけることができる、とされる。また、この原則は、すべての人々の法的意識に根ざしたものであり、特に説明されたり、承認されたりする必要性は全くないのである。

また、コンセション契約について、各国法あるいは伝統的意味における国際

---

29) Weilの「契約の国際法」理論については、多喜・同上462頁以下に詳しい。この理論を採用したと思われる、1977年1月19日の仲裁判断(Texaco/Calasiatic c. Government Libyen)の翻訳として、川岸繁雄「リビア国有化事件仲裁判断(一九七七年一月十九日)」神戸学院法学第10巻1号(昭和54年)173頁。本仲裁判断を紹介・検討した文献として、多喜寛「石油コンセション契約の国際化—リビア国有化事件仲裁判断」法学第43巻4号(昭和55年)102頁；森川俊孝「仲裁と法の一般原則—コンセション契約に関する紛争の解決に関連して—」『紛争の平和的解決と国際法』(昭和56年)174頁がある。

30) Böckstiegelの見解につき、多喜寛「国際私法と国際法の交錯」法学第48巻1号(昭和59年)122頁以下。

31) Verdrossの見解につき、多喜・前掲注27)459頁以下；川岸・前掲注26)6頁以下。

法を適用するとの説はいずれも支持しえないとし、その理由として、両当事者は完全に対等な立場において契約したこと—国内法説に対して—、国家のみが国際法主体の資格を有すること—国際法説に対して—を述べている。《そこで、問題となるのは、第3の契約グループであり、これは、契約によって基礎づけられた私権を、当事者の了解によって形成された新たな法秩序すなわち当事者によって合意された *lex contractus* に服させる、ということで特徴づけられる。》<sup>32)</sup> のである。

ところで、これらの三説に賛成することはできない。両当事者は、完全に対等な立場で契約していること、それゆえ、他国法に服するものと考えていないこと、から国内法説に賛成することはできない。次に、私人は国際法主体として必要な資格を欠いていることから、国際法説にも賛成することができない。さらに、当事者の意思は、それだけでは、法律上有効な拘束力を創設することはできないことから、*pacta sunt servanda* 説にも、賛成することができない<sup>33)</sup>。

このようなわけで、最近では、次のような説が主張されるに至っている。コンセション契約は、むしろ、トランスナショナル・ロー (*un regime positivo <<transnazionale>>*) —各国法と厳密な意味での国際法との *terium genus* であり、現存する全法秩序にとは言わないまでも、少なくとも、当該コンセション契約に直接関連性を有する法秩序に共通する原則・規範の総体から成る (*costituito da quell'insieme di principi e di norme che risultano comuni, se non proprio a tutti i sistemi giuridici esistenti, perlomeno a quelli di volta in volta direttamente interessati*) —に服するとの説である。この

32) この点については、多喜・前掲注27) 458-59頁の Verdross よりの引用部分、参照。

33) なお、私的自治の原則・意思自治の原則につき、星野英一「契約思想・契約法の歴史と比較法」『基本法学4 契約』(昭和55年)10頁以下；北村一郎「私法上の契約」と「意思自律の原理」同上書165頁以下。

34) *Transnational Law* (1956). なお、Jessup の見解については、山本敬三「ジェサップ『超国家法』」政経論叢第10巻1号(昭和35年)231頁以下；Kassis, *Théorie Générale des Usages du Commerce* (1984) para. 847 以下、参照。

説を支持する学者として、特に、Jessup<sup>34)</sup>、McNair<sup>35)</sup>、Lorenz、Zweigert<sup>36)</sup>、Schlesinger-Gündisch、Lalive、Rengeling を挙げることができる。もっとも、このなかで、Rengeling 自身は、《私的国際法》(Privatvölkerrecht) という表現を使っているけれども、この表現で述べようとしているのは、国内法とも厳密な意味における国際法とも異なり、他の学者が《文明諸国によって一般的に認められた》すなわち《トランスナショナル》と定義している原則・規範の総体から成る法秩序に他ならないのである<sup>37)</sup>。

学説だけでなく、当事者も、かかる解決方法を採用している。まず、《文明諸国によって一般的に認められた法の一般原則》を適用することとしていたコンセッション契約の例として、以下の3つを挙げることができる。1933年4月29日の Iran と Anglo-Iranian Oil Company Ltd. との間のコンセッション契約は、その第22条1項に次の規定をおいていた。《仲裁判断は、常設国際司法裁判所規程第38条に含まれる法律原則に基づいてなされるものとする。》また、1935年5月17日の Ruler of Qatar と Petroleum Development (Qatar) Ltd. との間の契約は、《仲裁判断は、文明諸国に共通する法律原則と一致すべきものとする。》との規定をおいていた。さらに、1965年の Algeria とフランスの ERAP との間の追加協定第46条は、《条文に欠缺がある場合には、裁判所は、法の一般原則を適用することができる。》と定めていた。

次に、各国国内立法に共通する実定法規を適用することとしていた契約例として、1928年11月10日のチェコスロバキア郵便電信局と Radio Corporation of America との間の契約を挙げることができる。その第11条によれば、《本協定は、協定から主ずる会社および当局の債務または責任に関しては、アメリカ・ニューヨーク州法およびチェコスロバキア共和国法に従って解釈され、かつ履行されるものとする。》とされていた。

さらに、より一般的に、善意・誠実・公平の原則を適用することとしていた

35) McNair の見解につき、土井・前掲注26) 238頁以下；多喜・前掲注27) 448頁以下。

36) Zweigert の見解につき、多喜・同上450頁。

37) Bonell, op. cit. p. 222 nota (11).

契約として、1939年1月11日の Ruler of Abu Dhabi と Petroleum Development (Trucial Coast) Ltd. との間の契約<sup>38)</sup>を挙げることができる。本契約は、その第17条で、《首長および会社はいずれも、本協定を、善意・誠実の精神で履行し、かつ、合理的な方法で解釈する意思であることを宣言する。》と規定していた。

特に最近においては、両当事者の国内法、普遍的に認められた一般原則、善意・公平の原則、とを累積的に適用することとするとの例もみうけられる。そのような契約として、以下の3つがある。第1に、1954年10月29日の Iran と National Iranian Oil Company との間の契約であり、その第46条は次のように定めていた。《本協定の当事者の国籍が異なることに鑑み、本協定は、イランおよび他方当事者が所属する文明諸国に共通する法原則によって支配され、解釈され、かつその適用をうけるものとする。かかる共通する原則が存在しない場合には、国際裁判所によって適用されてきている原則を含めて、文明諸国によって認められた法原則によって支配され、解釈され、かつその適用をうけるものとする》<sup>39)</sup>。

第2に、1957年の NIOC と AGIP との間の契約であり、その第40条によれば、《本協定の当事者の国籍が異なることに鑑み、本協定は、イランおよびイタリアに共通の法原則によって支配され、解釈され、かつその適用をうけるものとする。かかる原則が存在しない場合には、文明諸国によって一般的に認められた法原則、特に国際裁判所によって適用されてきた原則に従うものとする》<sup>40)</sup>。

第3に、1968年の INOC とフランスの ERAP との間の契約であり、その第35条によれば、《仲裁裁判所は、紛争について、公平および一般的に認められた法原則に従って、判断を下すものとする》とされていた。

これまで述べてきたことは、両当事者が異なる意思を表示している場合、例えば、当事者の国内法を明示的に適用することとしている場合には、あてはま

38) 本件については、森川・前掲注29) 185頁以下に詳しい。

39) なお、土井・前掲注26) 236頁、参照。

40) なお、土井・同上237頁、参照。

らない。両当事者が、コンセッション契約の特徴・必要性を理解したうえで、国家が協定内容を一方的に改廃することとなるような修正を自国立法にもたらさないこと<sup>41)</sup>を明示的に定めた場合には、国内法の sui generis な適用が問題とされていることになる。このような契約として、1925年8月18日の Soviet Government と Lena Goldfields Ltd. との間のそれがあり、その第75条・76条は、次のように定めていた。《会社は、本協定に特別規定がさだめられていない限り、ソビエト連邦の現在および将来のすべての立法に服するものとする》《政府は、会社の同意がなければ、命令・一方的行為によって協定内容を変更しない義務を負う》。

コンセッション契約をトランスナショナル・ローに服せしめようとする傾向は、この点に関して最近形成されてきている多くの仲裁判断においても見られる。

コンセッション契約に関する紛争を解決するよう付託された仲裁人も、国内法の適用を排除し、《常設国際司法裁判所規程第38条によって認められた法の一般原則》《文明諸国一般の良識と共通の慣行に根ざした原則》《文明諸国の制定法に定められているかまたは慣行上一般に認められているような文明諸国に共通の実定法原則》に基づいて、仲裁判断を下しているのである。

例えば、1930年の Lena Goldfields Ltd. と U. S. S. R. との間の紛争に関する仲裁判断が挙げられる<sup>42)</sup>。本件は、ソビエトがコンセッション契約を一方的に破棄したとして、イギリス会社が損害賠償請求した事件であるが、仲裁人は、その主張を認めるにあたり、その理由を次のように述べている。《ソビエト連邦共和国内における両当事者による契約の履行に関しては、ロシア法が“契約のプロパー・ロー”であった……》。けれども《ソビエト政府が自らのイニシアティブでコンセッションを破棄する可能性を含めて、契約上の他の問題に関しては、…ハーグの常設国際司法裁判所規程第38条によって認められた法の一般原則が“契約のプロパー・ロー”とみなされるべきである……》

41) かかる改廃が、特に国際法上、国家に責任を生ぜしめるものなのかについては、議論があるところである。

42) 本件については、森川・前掲注29) 183頁以下に詳しい。

そこで、ソビエトの行為は、不当利得を禁ずる一般原則に反するのである、と<sup>43)</sup>。

次に、1958年8月23日の Saudi Arabia 対 ARAMCO 事件における仲裁判断を挙げることができる<sup>44)</sup>。本件では、コンセッション契約の締結によって、サウジ・アラビア政府が1933年に ARAMCO に付与した排他的権利を侵害し、責任を負うこととなるのか、負うとすればどの範囲においてかが問題とされた。仲裁裁判所は、次のような結論に達した。すなわち、この問題は、サウジ・アラビアの国内法の他に、《法の一般原則》《石油産業における慣例・慣行 (the custom and practices in the oil business)》さらには、既得権尊重の原則<sup>45)</sup>に基づいて、解決されなければならない、と。

続いて、Ruler of Abu Dhabi と Petroleum Developments (Trucial Coast) Limited との間で生じた紛争に関してなされた Asquith of Bishopstone 卿の仲裁判断である<sup>46)</sup>。《……本契約の解釈に適用される“プロパー・ロー”は何であるのか。本契約は、アブ・ダビで締結され、かつそこで完全に履行されるべき契約である。もしいずれかの国内法が適用されるものとすれば、それは一応アブ・ダビの法である。しかし、かかる法が存在すると言ふことはできない。首長がコーランの助けをかりて、全く裁量的司法をおこなっている；そこで、このきわめて原始的な地域において、現代の商事契約書の解釈に適用される確立した法原則が存在していると言ふことは空想に等しいであろう。また、私は、イギリスの国内法が適用されうるいかなる根拠も見いだすことはできない。逆に、本協定第17条は、いかなる国内法も、それ自体、適切であるとの考えを排斥する。本条の用語は、文明諸国一般の良識および共通の慣行に根ざす原則——一種の“近代自然法”の適用を要請し、規定しているのである……》<sup>47)</sup>。

43) 森川・同上；土井・前掲注26) 229頁。

44) 本件については、森川・同上187頁以下、特に188-89頁の引用部分；土井・同上240頁、参照。

45) 本原則につき、曾我・前掲注26) 39頁以下；川岸・前掲注26) 22頁以下。

46) 本件については、森川・前掲注29) 185頁。

47) なお、森川・同上；土井・前掲注26) 226-27頁、参照。

1963年5月15日の Sapphire International Petroleum Ltd. 対 NIOC 事件の仲裁判断<sup>48)</sup>においては、単独仲裁人（スイス連邦裁判所判事 P. Cavin）は、準拠実質法に関する問題を詳細に検討したあとで、以下のように判示している。すなわち、彼らの意図は、《文明諸国の制定法において定められている、あるいは、慣行上一般的に認められている文明諸国に共通する実定法原則》に基づく解決を要請しているのである、と。

仲裁判断の中には、これまで述べてきたのと同じような定式を使っているにも拘らず、判断の慎重な文言から、厳密な意味における国際法を適用していると思われるものもある。イギリス政府対ギリシア政府事件（もっとも、本件は、両国政府間の紛争である）仲裁判断、さらに、Lena Goldfields Ltd. 対 U. S. S. R. 事件仲裁判断・Saudi Arabia と ARAMCO 間の紛争に関する仲裁判断もその中に含まれよう。

しかし、これらの仲裁判断も、そこで採用されている解決は、現存する主要法秩序の多少とも綿密な比較法的検討によって得られた、より一般的に遵守されかつ適用されている原則・規範に基づく解決に他ならないのである。

この点に関しては、Sapphire 事件に関する仲裁判断が適例である。本件は、カナダ会社がイラン国有企業に対して契約上の債務不履行による責任を追求、損害賠償を請求したという事件であるが、以下の諸点が問題とされた：債務不履行概念；相手方当事者による自己の債務履行を拒絶する可能性および契約を解除する可能性；債務不履行当事者の責任発生要件；かかる責任の内容、特にかかる責任が、現実損害（damnum emergens）だけでなく、得べかりし利益（lucrum cessans）にも及ぶのか、という問題である。

そこで、仲裁人は、これらの点について判断するに先立ち、各国立法のみならず、権威のある学説・判例をも参照しつつ、現存する主要法秩序について綿密な比較法的検討をおこなっている。すなわち、《私法の一般原則が実定法秩序において見い出されるが、かかる原則によると、双務契約の一方当事者による債務不履行は、相手方当事者の債務を免除させ、かつ損害賠償という形式で

48) 本件については、森川・同上192頁以下に詳しい。

の金銭的損害賠償請求権を生ぜしめる。》この結論を導くために、フランス民法第1184条・Esmein, *Traité pratique de droit civil français* の同条コメント・BGB 第326条・Lehmann, *Lehrbuch* の同条コメント・Commentaries on the Laws of England 各巻における Cheshire, Allen, Fifoot の見解・アメリカ法に関する Williston の見解・Restatement of the Laws of Contracts 第314条, 315条および Arminjon, Nolde, Wolff, *Traité de droit comparé* の関係箇所を適用している。これらの文献は、他の結論すなわち《それゆえ、債権者は、完全な賠償を得ることが通常であり》かつ《この賠償は、現実損害および得べかり利益を含むのである…》との結論を導くためにも利用されている。

ところで、注目すべきことは、現実には、仲裁人が形式的には《文明諸国によって認められた一般原則》を適用しながらも、自らの所属する、かつ最も代表的と考える国の法（自国法）に基づいて、仲裁判断を下す場合もあることである。

例えば、Asquith of Bishopstone 卿は、Petroleum Developments (Trucial Coast) Ltd. 対 Ruler of Abu Dhabi 事件において、次のように述べている。紛争解決の基礎となる一種の《近代自然法》は、結局のところ、《理性に深く根ざした》イギリス法の原則・規範である、と。また、Rialet 事件も、《一般的に認められた法原則》を適用しているけれども、よく検討してみると、フランスの仲裁人は、結局、フランス（行政）法を適用していることがわかる。

このような国家と他国の私人との間のコンセッション契約だけが、各国法とは異なるトランスナショナルな法秩序の形成・適用を不可欠なものとするわけではない。かかる法秩序の形成・適用は、私人間でおこなわれる国際取引の分野においても、見い出されるのである。

それは、フランスの国際取引、特に国際商事仲裁に関する判例である<sup>49)</sup>。こ

49) なお、多喜寛「商事仲裁に関するフランス国際私法の展開」国際法外交雑誌第76巻6号（昭和53年）65頁以下；関口晃「フランスの国際商事仲裁判例における国際私法実質法の形成」『東西法文化の比較と交流』（昭和58年）627頁以下、参照。



これらの判例は、1950年以降、《国境を越える財貨の移転》をともなう契約、または《国際通商の利益に関する》すべての契約を《国際的》であるとしたうえで、かかる国際契約について、伝統的国際私法の立場を克服しようとし、特別な実質規範を直接に形成・適用しようとしてきた。《国境を越える財貨の移転》をともなう契約を国際契約であるとする判例は、すでに、1927年に現れている。1927年5月17日の破毀院判決（Pelissier du Besset 事件）がそれである。このような定式は、特に、《一国から他国への財貨の二重移転》をともなう取引として定義される、国際的支払・貸借に関する最近の判例によって支持されている。また、《国際通商の利益に関する》契約を国際契約であるとする判例も少なくなく、むしろ、この定式の方が、判例において今日支配的なものと言えよう。

さて、フランスの判例が、実質規範を形成・適用してきた分野として、国際商事仲裁さらに金約款の分野を挙げることができる。

まず、金約款判例からみていこう<sup>50)</sup>。この点に関する著名な判例として、Messageries Maritimes 判決<sup>51)</sup>がある。本件は、Société des Services contractuels des Messageries maritimes（1948年以降、フランス国に取って代わられた）が、特にカナダで発行した社債に含めていた金約款の有効性が争われた事件である。カナダ法（1937-39年金約款法）によっても、フランス法（1928年法、1941年法）によっても、金約款が無効であると、Messageries maritimes 社は主張した。従来判例は、フランス国際私法による準拠法の如何に関係なく、金約款を有効としていた。これに対して、破毀院は、《すべての国際契約は、必然的に特定国法に連結される。》としながらも、金約款の有効性を肯定した。その理由は、いずれの国の法が準拠法であっても、金約款の遵守が、国内関係においてのみ金約款を禁止する1928年法によって黙示的に表明されている、いわゆるフランスの国際的公序によって要請されているということにある。

次に、国際商事仲裁に関する判例である。これらの判例は、さらに3つに分

50) 関口・同上649頁以下も参照。

51) 本件については、関口・同上650頁以下に詳しい。

類することができる。すなわち、第1に、国・公法人の仲裁契約締結権に関するもの、第2に、仲裁約款の主契約からの自治性に関するもの、第3に、仲裁判断に理由を付すべき仲裁人の義務に関するものである。

旧民事訴訟法典、第1004条は、《検察官へ通報すべきいかなる紛争も、これを仲裁に付することはできない。》とし、同第83条は、《とくに、国、国有地、地方公共団体、公共の施設に関する訴訟》を検察官通報事項である、としていた<sup>52)</sup>。これらの条文から、国または公法人の仲裁契約締結権を否定する原則が導き出されていた。そこで、この原則を適用して、仲裁契約または仲裁判断の効力を否定しようとする試みがなされた。その一例が、1957年4月10日のパリ控訴院判決（Sté Myrtoon Steamship 事件<sup>53)</sup>）である。本件は、ギリシア船主との傭船契約の履行に関して生じた紛争を検討したロンドン仲裁裁判所の仲裁判断の効力を、フランス国が争った事件である。裁判所は、かかる原則が、国内関係において適用されるにすぎないと判示した。この考えは、その後、1959年5月4日の Aix-en-Provence 控訴院判決、さらに、1964年4月14日の破毀院判決（San Carlo 事件<sup>54)</sup>）によってもうけつがれている。ここで指摘しなければならないのは、これらの判例においては、やはり抵触法的アプローチが採用されていた、つまり、準拠法とされた外国法が、フランス旧民訴法典第1004条、83条のような規定をおいていないという理由で、仲裁契約締結権が肯定されていたことである。

1966年5月2日の破毀院判決（Galakis 事件<sup>55)</sup>）において始めて、裁判所は、準拠法を全く問題とすることなく、国際取引契約の一方当事者たる国または公法人に仲裁契約締結権を認めるに至ったのである。

第2に、仲裁約款の主契約からの自治性に関する判例である。フランス仲裁法においては、仲裁約款は主たる契約と運命をともにするとされていた。そこ

52) 関口・同上638頁。

53) なお、関口・同上638-89頁；多喜・前掲注49) 69頁以下、参照。

54) 本件については、多喜・同上69頁以下、参照。

55) 本件についても、多喜・同上70頁、参照。

で、この原則を適用して、仲裁契約または仲裁判断の効力を否定しようとする事件が登場するに至った。1963年5月7日の破毀院判決（Gosset 事件<sup>56)</sup>）は、主たる契約である売買契約・仲裁約款さらにイタリアでの仲裁に関する執行命令の効力を検討しなければならなかった。裁判所は、主たる契約の準拠法・仲裁約款の準拠法に言及することなく、次のように判示した。《国際仲裁に関しては、仲裁合意は、関係する法律行為とは別個に締結されたにせよその中に含まれたにせよ、…例外的事情の場合は別として、…その法律行為の偶然の無効によって影響されるものではない。》このような自治性は、その後の判例、例えば、1971年5月18日の破毀院判決（Impex 事件<sup>57)</sup>）や1972年7月4日の破毀院判決（Hecht 事件<sup>58)</sup>）によっても、承認されている。

第3に、仲裁判断に理由を付すべき仲裁人の義務に関する判例である。フランス仲裁法においては、仲裁判断に理由を付することが一般原則であるとされてきた。その原則を適用して、理由づけのない外国仲裁判断の効力を否定しようとする当事者が試みた事件がある。

まず、1969年6月14日の破毀院判決（Elmassian 事件<sup>59)</sup>）である。本件は、フランス会社とイギリス会社との間でロンドンでなされた仲裁判断に関する事件であり、理由を付すべき義務を課していないイギリス法が準拠法とされていた。理由づけという要件は、フランス仲裁判断のためのものであり、国際的公序の原則をなすものではなく、それゆえ、準拠法が許容している限り、理由づけのない外国仲裁判断の承認に対する障害とはならない、と判示された。

もう一つの事件は、1966年11月24日の破毀院判決（Gerstlé 事件<sup>60)</sup>）である。本件は、ニューヨークでなされた理由づけのない仲裁判断に関する事件であった。裁判所は、当該判断の承認を、理由づけの欠如がニューヨーク州法によって認められているか否かにかからしめることなく、《外国仲裁判断の理由の欠

56) 本件については、多喜・同上71頁；関口・同上641頁以下、参照。

57) 本件につき、多喜・同上72頁、参照。

58) 本件につき、関口・同上643頁、参照。

59) 本件につき、多喜・同上68-69頁、参照。

60) 本件につき、多喜・同上69頁；関口・同上637-38頁、参照。

如それ自体は、国際私法の意味におけるフランスの公序に反するものではない。》と判示した。本件においては、準拠法の内容如何は問題とされることなく、国際取引に関連してなされた仲裁判断が理由づけをしていなくともさしつかえないとの国際公序上の原則が表明されたものである。ただし、理由づけの欠如が、本件において、紛争当事者の防御権を侵害する場合にはこの限りではない、とするようである。

特別な実質規範の形成・適用のために利用される法的・技術的手段が、いわゆる国際的公序という原則なのであって、フランスでは、純《国内》関係に適用される法秩序と、《国際》関係に適用される法秩序との、2つの法秩序が併存していると言えるのである。

さて、フランスの学説においても、これまで述べてきた判例の態度に好意的なものが少なくない。国際取引契約が、各国法とは異なる特別な原則・規範を必要とする性質を示していることを述べている者も存在している<sup>61)</sup>。それにとどまらず、破毀院によって形成されてきた実質規範が、内容的には、《国際的》ないし《トランスナショナル》なものであることを主張する者も存在している。

コンセッション契約・フランスの判例以外にも、国際取引を、トランスナショナルな原則・規範に服させようとしている分野がある。国際商事仲裁の分野がそうであって、かかる仲裁は、国際取引にともなう紛争の解決手段として、きわめて重要な役割をはたしている。

当事者は、仲裁条項によって、仲裁人に、友誼仲裁人(amichevoli compositori)

61) 国際取引契約に特別法秩序が不可欠とされる理由として、国際通商の例外的需要(besoins exceptionnels du commerce international)を指摘するにとどまらず、経済的・技術的視点から、より詳細な説明を与えている場合もある。例えば、金約款については、その有効性は、債務者である輸出業者に、切り下げられた通貨での支払を受ける危険を負担させるべきでないことから肯定される。また、国家等の仲裁契約締結権・仲裁条項の主たる契約からの自治性については、国際取引に関して生ずる紛争を解決する手段としての仲裁制度が認められる以上、紛争当事者の一方が国家等であるというだけの理由で、あるいは、紛争の淵源たる契約が無効であるというだけの理由で、その有効な機能を妨げるべき根拠はない、とされている。

としての資格で、またはいずれかの国の法を厳格に遵守することなく、判断を下す権限を付与することがある。このような場合には、個人の意思のみによって支配される公平による仲裁や法律によらない仲裁が考えられているわけではないので、仲裁人は、現存する主要法秩序の比較法的検討をおこない、一般的に遵守され、かつ適用されている原則および規範に基づいて、仲裁判断を下さなければならない。

この点に関連して、Esser は、すでに、次のように述べていた。当事者は、公平のみに基づく仲裁判断に満足するものではなく、各判断の基礎にある法的根拠を知りたいと考えているのである。そして《…国内法か公平かという単純な二者択一ではなく、普遍的慣行は、ますます、国際仲裁裁判所規程第38条3号の意味における一般的に認められた法原則を要請する。》その結果《ここでは（私人間の国際仲裁においては—Bonell氏注）、国内実体法規範は、そもそも適用されず、一般的に認められた法原則が、仲裁判断の法的根拠をなすのである…。》<sup>62)</sup>と。

さらに、これまで公刊された仲裁判断の分析から、かかる立場のとらわれていることを明らかにした文献として、Fouchard, *L'arbitrage commercial international* がある。この中で引用されており、かつ以下の問題—契約申込の黙示の承諾・詐欺による合意の無効・本人に帰しうる事由による取引不成立の場合における代理人の手数料・人的会社の社員の責任・偽造小切手の銀行による支払—に関する仲裁判断は、いずれかの国内法や公平原則にではなく、多少とも綿密な比較法的検討の結果、民事債務に共通する法 (*droit commun des obligations civiles*) または国内立法によって一般的に認められた原則 (*principe généralement admis par les législations nationales*) として示されるものに、その根拠を有すると言えるのである。

さらに、国際商業会議所による仲裁<sup>63)</sup>も、かかる傾向のものと言えよう。こ

62) Vgl. *Grundsatz und Norm in der richterlichen Fortbildung des Privatrechts* (1956) S. 342 ff.

63) I. C. C. 仲裁判断は、1972年以降、毎年、一定の条件のもとに、*Clunet* 誌上に掲

これらの判断においては、《文明諸国に共通する一般原則》《文明諸国の主要法秩序に共通する良識原則》さらには当該事案に関連する各国の実定法原則および規範が適用されている。

ここで注意されるべきは、このことが、I. C. C. その他西欧諸国の組織・機関による仲裁の場合にのみあてはまるわけではないことである。ユーゴスラビア連邦経済会議所付属の仲裁法廷による仲裁判断の検討から明らかのように、特に最近ユーゴスラビア企業と西欧企業との国際取引に関する紛争の解決を付託された仲裁法廷は、一般的法原則 (general legal principles)、債務法の一般原則 (general principles of the law of obligation) または国際商法 (international commercial law) を直接的根拠として、仲裁判断を下している。

実体法に関しては、法の一般原則が *lex contractus* たりうるとしても、手続法に関しては、仲裁人は、やはり、特定国法による規律を尊重しなければならないとの説をとる者もいる。例えば、Schlesinger-Gundisch は、次のように述べている。《実体規範 (Sachnormen) の体系は、立法者や裁判官だけでなく、学者や経済の助けをかりて、未組織の、または組織化の程度の弱い国際社会によっても展開されうるのである。しかしながら、制度 (Institution) としての仲裁裁判所は、いずれにせよ、政治的組織たる現存秩序に深く根をおろしているのです。機能を果たし、自らに課せられた任務を果たすことができるのである。…国際社会生活の現状では、国際裁判所は、その存在および権能を、国際法・国内法秩序のいずれかから導き出さなければならないのである。…》<sup>64)</sup>。

これに対して、手続法をも、国内法的アプローチ (*abbraccio nazionale*) から解放し、トランスナショナルな原則・規範を適用していこうとする説をとる者もいる。例えば、Gentinetta は、次のように論じている<sup>65)</sup>。《国際》商事

載されている。なお、I. C. C. 仲裁判断を紹介・検討した文献として、多喜寛『国際商業会議所において最近なされた仲裁判断の総合的研究』(昭和56年) 1頁以下、参照。

64) *Allgemeines Rechtsgrundsätze als Sachnormen in Schiedsgerichtsverfahren*, *RabelsZ* (1964) S. 15 ff.

仲裁または《非国家》商事仲裁において適用される《法廷地法》特に手続法は、伝統的連結基準（当事者の意思・仲裁地等）により指定されるべきいずれかの国の実定法によってでも、国際商人社会によって形成されてきた規範・規則によってでもなく、まず、最近の仲裁に関する国際条約をも含め、主要国法の綿密な比較法的検討から得られた一般的に認められた法原則によって決定されることになる、と。

学説においてだけでなく、仲裁判断においても、このような立場がとられたことがある。1971年ジュネーブで、パキスタン銀行とインド会社間に、I. C. C. の調停および仲裁規則に従ってなされた仲裁判断がそうである。本件では、特に手続上の問題につき判断することを付託された仲裁人は、各当事者による自国法適用の主張を退けて、手続自体について決定する自由を最も広範に仲裁人に付与している I. C. C. 規則を適用するにあたって、次のように結論づけている。《…手続に関する決定の自由は、完全かつ無制限な裁量を意味するものではない；仲裁人は、I. C. C. の調停および仲裁規則を適用し、解釈するにあたっては、…基本的・一般的手続原則に従う義務を免れることはできない。》<sup>66)</sup>

(未完)

65) Vgl. Befreiung der internationalen Handelsschiedsgerichtbarkeit von der 《nationalen Umklammerung》?, AWD (1969) S. 48 ff.; Id. *Die lex fori internationaler Handelsschiedsgerichte* (1973) S. 130 ff. 150 ff.

66) Clunet pp. 905-06. なお、本件については、多喜・前掲注63) 9頁、参照。